

消防予第319号  
令和4年6月27日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長  
(公印省略)

### 急速充電設備等の充電ポストの取扱いについて（通知）

急速充電設備等（対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号。以下「対象火気省令」という。）第3条第15号に定める変電設備（電気自動車等<sup>※</sup>に充電する設備に限る。）及び同条第20号に定める急速充電設備をいう。以下同じ。）については、消防法施行令（昭和36年政令第37号）及び対象火気省令を踏まえた各市町村等の火災予防条例により、その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備として規制されているところです。

今般、変圧機能を有する本体にケーブルを介して接続される急速充電設備等のポスト部分（コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下同じ。）及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧機能を有しないもの。以下「充電ポスト」という。）から電気自動車等に充電する形態の急速充電設備等を設置する事例が見られるようになったことから、充電ポストの取扱いについて下記のとおりとりまとめました。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

※ 電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。）をいう。

## 記

充電ポストは、コネクタ及び充電用ケーブルを収納する付属物であり、対象火気省令第16条第4号に定める屋外に急速充電設備等を設ける場合の建築物からの離隔距離を設ける必要はないものであること。

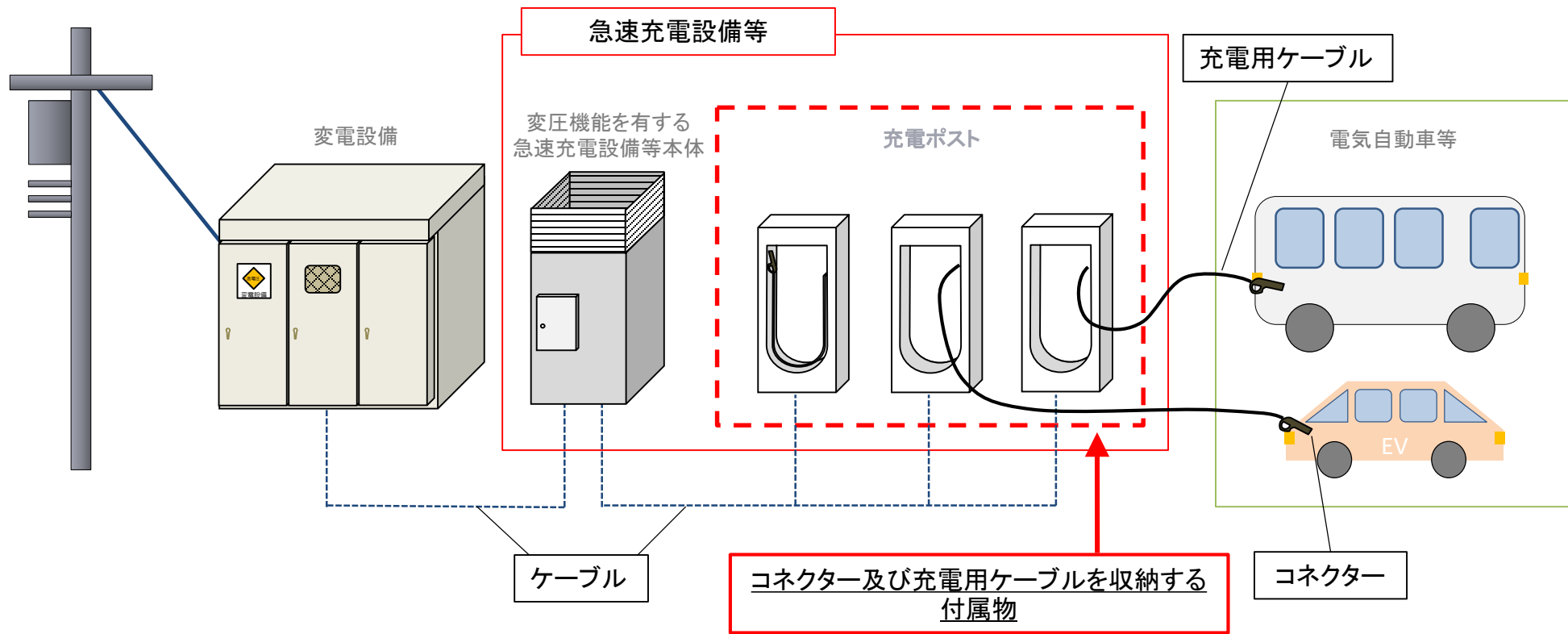
消防庁予防課予防係

担 当：濱田、佐藤、田上

T E L：03-5253-7523

E m a i l：yobouka-y@ml.soumu.go.jp

# 【参考】 充電ポストから電気自動車等に充電する形態の急速充電設備等のイメージ



充電ポスト型の急速充電設備等



一体型の急速充電設備等(従来型)

